

百瀬 弘 著

明清社会經濟史研究

研文出版

明清社会經濟史研究

一九八〇年八月十五日 初版第一刷発行

定価 六〇〇〇円

著者 百瀬 弘

編者 中村 哲夫
山根 幸夫

発行者 山本 敬太郎

発行所 研文出版(山本書店出版部)

東京都千代田区神田神保町二一七

電話 二六一一九三三七

振替 東京〇一五九九五〇

印刷 科学図書印刷

製本 橋本製本所

© Umeko Momose

惜友文——序にかえて

百瀬君と私は丁度半世紀前に一緒に東大の東洋史学科に入学した。同期生のうちで私が最初に知り合いになったのは同君である。それは入学早々に催された新入生歓迎遠足会の折りであった。行先は川崎で、大師に詣で舟遊びを娛しんだが、新入生はわれわれ兩名だけだったので、多数参加された先輩達にひどく申訳ない思いをした。爾来、私の同期生は前後の学年に比べて、まとまりが悪い。尤も一人一人は親交を持った。そうした同期生の中でも、年が経つにつれ親疎の差が生じ、親しかった者でも或は死別し或は遠隔地に居て会えない者がいる。遠隔地の場合はいつか又会えるという気安さがあるが、死別者は悲しい。殊に最も近く死別した百瀬君は最初の同学の友であっただけに悲しみは一入である。

二人は殊に親密だった様に、先輩からも後輩からも見られていたらしく、私はよく人から同君の消息を尋ねられたものである。それは私が魯鈍なのに同君が俊敏なので、コントラストの妙が人に印象的だったせいなのかも知れぬ。同君は躰は小さかったけれども精力は絶倫、頭脳は明晰、何をやらせても器用にこなすし、何をやらせても早い。全く東洋史には勿体ない人物（われわれ不況・就職難の時代に学校を出た者は自嘲的によくこの様な言葉を口にした）だっ

た。早いだけに、せつ勝ちな所があつて、遊びに行ったり酒を飲んだりの折りには、何とまあ気忙しい奴だなと思つたことも屢あつた。あの世に行くのも呆気なく早すぎてしまった。もう一つ残念だったのは、何をやっても器用だったことの反面作用である。敗戦直後、誰も落付いて学問など出来なかつた頃、生活力の旺盛な同君は早速、某出版会社に就職して相当な地位にまで昇進した。しかしいくらタフでも、学問以外の仕事に時間と精力を傾注することを私は竊かに憂えた。そのうちに会社をやめ神戸大学に転ぜられたのを知り、よかつたなと思つた。和田清先生からも、「百瀬君からの便りに学校は矢張りいゝもんですねと云つて来ましたよ」とお聞きして、一層その感を深くした。

二三年後に私も大阪市大に移つたので、早速同君を訪ねた。行つてみると教養部長として随分多忙の様子だった。どうも教養部長の仕事にノメリ込んでしまつてゐるのではないかという感じが私にはした。そういう仕事に堪能な上に、一種の俠氣があつて、人から煽てられたり頼りにされたりすると断り切れない所があつたし、部長という娑婆氣の多い地位も嫌いでなかつたせいかも知れぬ。私は同君が教養部のボス的存在になるのを憂えつゝも、何年か歳月が流れた。

或日、私は同君の住んでいた池田市内の飲み屋で地酒の呉春という酒をガブ飲みしながら、俗務は程々にして曾ての様な名論文を作製することを強く懇願した。その時は、こちがすっかり泥酔してしまつて深夜車で家まで送ってもらつた位で、大分管を巻いてクド／＼喋つたらしい。そんなわけで、同君の答はよく覚えていないが、何でも「自分は若い頃に良い論文を書いたので、それを越えるものを書くのは却々シンドイのだ」という意味のことを言つていた。

秀才の悲哀を聞いた様な感じがした。

其後、京大の「東洋史研究」に手持ちの資料を駆使した論文を発表されたし、翻訳書の仕事をされる様になったけれども、時すでに定年に近かった。定年後は東京に帰られ神戸と縁が切れたので、曾ての如き名論文の作製に打込まれるのを期待したが、忽焉として病没されてしまった。悲しい極みである。

この論文集が同君の述懐を裏付けているか否かはさて置き、親友として忌憚のないところを述べて序にかえる。重ねていう、娑婆氣を棄てゝ学究に沈潜して欲しかった。池田ではこの要望を現在形で表現出来たが、今となつては過去形でしか表現出来ない。惜しいかな、悲しいかな、百瀬君！

一九七九年七月

同学弟 中山 八郎

明清社会經濟史研究

目次

惜友文——序にかえて……………中山 八郎 i

明代に於ける中国の外国貿易……………三

明代の銀産と外国銀に就いて……………三

清代に於ける西班牙弗の流通……………七

中国銀元の沿革……………三

清末の先覚者邵陽の魏源……………四

海国図志小考……………五

馮桂芬と其の著述について……………五

馮桂芬の郷紳的性格……………五

大清会典の編纂に関する一考察……………七

清末の経世文編に就いて……………七

清末直隸省の村図三種について	105
清末直隸省村鎮戸口小考	127
清末直隸省青県市場共同体雑考	139
清末直隸省村図再考	145
「津門保甲図説」に就いて——清代天津県の農工商戸に関する一統計資料	153
解題	山根幸夫・中村哲夫 161
父の思い出	梶村真澄 175
百瀬弘略年譜	179
百瀬弘著述目録	183
編集後記	山根幸夫 189

明清社会經濟史研究

明代に於ける中国の外国貿易

上

中国近世社会経済史上に於ける外国貿易の支配的役割に関しては敢て贅言を要しないであろう。しかしここに時代を明代と限って中国の外国貿易を論述するのは、中国の社会経済を変質せしめた資本主義経済の進入としての外国貿易ではなくして、その端緒と見るべきところの所謂「西力東漸」時代に於ける欧州諸国の対華貿易の内容であって、それと旧来の中国に於ける外国貿易との相違を明かにするのを主旨としたものである。

まず「西力東漸」以前に於ける中国外国貿易の形態と内容の究明が要求される。中国に強大な帝国が君臨した秦漢時代、或はそれ以前より、最も高度に発達した文化を有する中国と、より低級な発展段階にあった中国人の所謂「蕃夷」諸国との貿易は、中華帝国の蕃夷諸国に対する政治的優越を誇るべき儒教思想に扮飾されて、蕃夷諸国より中華帝国への朝貢の形式を以て行われた。森克己氏はこれを以て「東洋国際貿易の普通型」と称し、この「偏務的な形式」の原因を、貿易が貴族階級の需要の為に存在した事実と幼稚な航海技術等の為に自然的障害の克服の困難であった事実に求めているが、妥当な見解と思われる。⁽¹⁾ 森氏が唐代に関して実証されたこの中国外国貿易の支配的な形態が宋元を経て、

明代に到って如何に變遷したかがここで問題となる。

明代に於ては、その初期に北方征伐及び南洋招撫が大規模に行われた結果、東洋並びに南洋にわたって明朝に朝貢した蕃夷の諸国は甚だ多く、東方の朝鮮・日本・琉球をはじめ、南洋及び印度の数十国、満蒙の女直・韃靼・瓦剌等の諸部族、土魯番等の中亜諸国、及び西藏の喇嘛教諸寺等があり、更に土貢と総称される西南諸省中の辺疆に存在する土司土官の朝貢があった。即ち明朝の君臨した高度の文化圏内を圍繞する四辺の諸地方のすべてが明朝に朝貢の形式をとっていたのである。

そこで朝貢そのものの内容を明にしたいが、それに関する詳細な規定が「大明会典」礼部の条に規定されて居り、又明代の政書類に述べられている。次に「万曆大明会典」と王圻の「続文獻通考」卷三三、土貢考によってその大体をうかがって見る。まず朝貢諸国には信符金牌と称される勘合符が与えられ、朝貢の蕃使或は蕃王は之を証として辺疆官吏から入国を許され、沿途地方官の保護監督の下に明朝から旅費食糧の支給をうけて北京に至り、礼部所屬の会同館に落つく。ここは貢使接待を主要な任務とする官庁で各国通事と総称された約六十人の通訳官があつて各種の外交事務にあたつたのであつた。会同館に一定期間の許された滞在中に於て貢使は本國の國王を代表して明朝の天子及び皇太子等に口を扨んで謁見が許され、宴を賜わる一方、本國からもたらした貢物を献上するという順序をふむのが例とされていた。⁽²⁾

方物即ち朝貢品の献上及び受納に関してはそれが貿易であつたが故に極めて嚴重な規定の下に行われた。「大明会典」卷一〇八、礼部六六の朝貢通例の条には、

凡朝貢方物。洪武二十六年定。凡諸番國及四夷土官人等。或三年一朝。或每年朝貢者。所貢之物。会同館呈報到部。主客部官赴館点検見数。遇有表箋。移附儀部。其方物分餽進貢。上位若干。殿下若干。開写奏本。發落人夫管領。先具手本。関領内府勘合。依数填字。及開報門單。於次日早朝照進内府。或於奉天門。或奉天殿丹陛。或華蓋殿及文華殿前陳設。本部正官奏啓進納。

なる規定を冒頭に、「進馬」及び「進蘇木胡椒香蠟藥物等」の二条の規定があり、これ等の特殊な貢物に対して特に嚴

重な受納の細則が設けられている。かくの如き嚴重な手続により貢品の量と質とを檢查し、貢品粗悪の場合には受納不許可を以て貢使を威嚇しその怠慢を叱責するという様な実例は、「皇明実録」に散見している。勿論ある場合には単に叱責の程度で済ませたし、ある場合には賜品の額を減じたりしたのである。次に貢品の受納が終れば、貢品に相当する物品が明朝から貢使に給与された。之を回賜と称している。各地方の朝貢品額により、品質により、回賜の量質共に多少の相違はあり、又国王・貢使・随員と賜品に等級があったが、大体に於て紵絲、綵段・錦・絹・紗羅等の絹織物であり、貨幣たる鈔及び後代には銀に折して賜わる場合もあった。かくの如き朝貢品に対する賜品は、例えば一例を滿蒙地方の夷人に取って見ると、蒙古の韃靼への回賜が、

宣德間回賜。順寧王及使臣人等進馬。中等者每匹綵段二表裏折鈔絹二疋。下等者紵絲一疋絹八疋折鈔絹一疋。下下者絹六疋折鈔絹一疋。駝每隻三表裏折鈔絹十疋。……海青一連一表裏。銀鼠皮二百箇十二表裏。貂鼠皮二箇絹一疋。青鼠皮十箇絹一疋。土豹一箇絹七疋半。〔万曆会典〕卷二二）

進過馬。每匹綵段二表裏折鈔絹一疋。貂鼠皮每四箇生絹一疋。零者每箇布一疋。嘉靖六年題准。馬価綵段一疋。折給銀三兩。十三年議准。俱与折給。〔万曆会典〕卷一一）

であつた如く、貢品の価値に相当するものであり、年代によって適宜に變じたものの様である。なお一言すべきは、諸蕃国の朝貢品額は「正貢」として一定の額に限られていたが、時代と共に朝貢貿易の發展の結果、貢使の私にもたらす物貨の額が増加し來つたが、それに関しては「会典」に、例えば日本の条には、「正貢の外、臣使の自進するものは並に官收買す。附來の貨物も俱に価を給す。堪えざるものは、自ら貿易せしむ」とあり、琉球の条に、「正貢の外、附來の貨物は官五分を抽し、五分をかう」とあり、暹羅の条には、「使臣人等進到の貨物は抽分せざるを例とし価鈔を給与す」とある如く、良質のものは明朝が正貢品と同様に買上げ、或はその粗質のものと共に有税無税の貿易を中国商人との間に許したのである（会典卷一一）。以上は「会典」の規定によって朝貢貿易の形態を觀察したが、事実に於てこの

規定通り行われていたことは、「皇明実録」に無数に記入されている蕃使朝貢の記事に「賜宴給賞例の如し」、又は期日に後れたり、或は貢品が規定通りでないために「その賞を半減し」たりする等の叙述によっても推察されるが、従来比較的詳細に研究されている日明貿易の事実を参照すればこの断定を確め得られる。「日明勘合の組織と使行³⁾」に於て柏原昌三氏が日本側から日明貿易を考察して、対明貿易は「進貢の名を借りた貿易」であることを力説し、その形態を説明しているのに注意したい。

ここで蕃使又は貢使という諸蕃国の朝貢使節の考察をしたい。柏原氏は日本の遣明使節を説明して、「国内的にこそ大名船といい、寺社船といったものも、明から見れば、皆日本国王の進貢船に外ならなかったが、事実上は大抵商人の手に依つて、其船舶はもとより、進貢品たる商品をも調達され、將軍も大名も乃至寺社も、均しく其貿易の利益のうわ前をはねるに過ぎなかつた点に於て大体一致して居た。……加之事實に於ても、遣明船の多数を占めて居たものは、此商人であつた」と言っているが、「万曆会典」の朝貢人員の規定中にも日本の条に、

〔嘉靖〕二十九年定。日本貢船。每船水夫七十名。三船共計水夫二百一十名。正副使二員。居坐六員。土官五員。從僧七員。從商不過六十人。

とあり、明朝廷に朝貢する使節の大部分が商人であつたことは確かである。勿論日本より経済的には遙かに低い段階にあった北方蕃族等に商人の勢力を日本と同様認めることは不可能であるが、諸国の朝貢使節が商人を中心としていたことは明かであろう。彼等は後述する如き自国特産の珍宝奇貨を以て、朝貢回賜という形式で明朝と貿易して絹織物と貨幣を得た。これで明朝廷との貿易を終るが、彼等は次で第二段の貿易を行った。明朝政府監督の下に行われた会同館開市がこれである。「万曆会典」及び王圻の「続文獻通考」の朝貢通例に

各処夷人。朝貢領賞之後。許於会同館開市。三日或五日。惟朝鮮琉球不拘期限。俱主客司出給告示。於館門首張掛。禁載收買史書及玄黄紫皂大花西番蓮段疋並一応違禁器物。各舖行人等。將物入館。兩平交易。

其他の附随的な法令が載せられている。即ち蕃使蕃商は前述の如き正貢外の貨物並に明より賜わった絹織物の一部或は

鈔並に銀を以て、鋪行人即ち北京の商人との取引を行ったのである。この場合政府は武器其他の取引は嚴重に禁止した。「回賜」又は「給価」と称する形式で蕃使蕃商に明朝から支払われた物資は、前述の如く絹織物や中国の貨幣たる鈔や銀であり、又日本の場合の如く銅錢によったこともあったが、鈔や銀は勿論のこと、多量の絹織物もこれ等蕃国に於ける需要の範囲を超えて居り、各蕃国は各自異なった物質の要求を持っていたのであった。日本の場合の如くそれが永楽錢である場合はそれが直ちに回賜又は給価となり得たが、それが日用の雑貨或は産業上の器具等の場合はそれが不可能であった。会同館に於ける開市はかかる蕃国の要求を明朝が認めたことであり、蕃商の第一の目的がこれにあったことは想像に余ある。その中国商人から買取った物資に関してはいまだ明言し得ないが、「万曆会典」卷一一に散見するところから推測してみるに例えば北虜の会同館開市の条には、

礼部出給告示。除違禁物不許貿易。其段絹布疋。聽於街市与官員軍民人等兩平買売。

正統十年。許買売五日。十二年。許瓦剌使臣売馬。景泰元年。許買銅湯瓶鍋紅纓鞍轡剪子等物。

とあり、兀良哈三衛の条には、「犁鏵、鍋、牛」の購入を許している。即ち蒙古への馬具及び食器類の輸出は蒙古人の生活様式から考えれば必然の需要であり、又南下後の兀良哈への牛及び農具の輸出はその農業的發展に一の暗示を与えるものであろう。而して哈密への輸出品は「牛羊鉄鍋犁鏵」であるところから推して中国の北辺一帯の蒙古人等の部族へは馬具・食器・農具が輸出されていたことが明かとなるが、他の地方への輸出品は殆んど「会典」に記されていない。それはこれ等西北辺の部族の北京への朝貢が最も頻繁であり、且つ会同館開市の中心をなしていたことをその反面に物語っているのである。

会同館開市を終った貢使蕃商の一行は再び往路と同じ道筋に従ってそれぞれ帰国し、特殊の事情のない限り、「会典」に規定された中国滞在の期限を越えることは許されなかった。然るに注意すべきはこれ等の北京に朝貢した人員は陸路の場合は諸蕃国の朝貢使節一行の一部分であるのを通例としていたことである。即ち朝鮮・日本・琉球の場合は例外とし、北虜及び西蔵の諸部族からは千人を越える大部隊が往々にして中国辺境に来るを例としていたが、その中北京に入

朝するを許されたものは前者は二三百人であり、後者は僅か十数人に過ぎない実情であった。のみならず、南方諸国にその例を見るが、貢使を北京まで送らずに広東の中国の国境に於て朝貢を打ち切り、ここで単に明朝を代表した地方官から「給賞」を受けるのみの場合も亦存在した。斯の如き事情の下に於ては中国の辺関に止められた多数の外国商人と中国人との貿易が当然予想されるし、又北京朝貢使節一行の帰路に於ける沿途の中国人との私貿易も同様に推測される。それを具体的に示した実例は、例えば「世宗実録」に散見する西藏地方の貢使の沿途に於ける私茶收買の禁止令の繰返される発布、又は王圻の「統文獻通考」土貢考等に見える辺境に於ける貢船又は貢使等との私貿易の禁止令等、非常に多いのであるが、或る場合には貢使の沿途貿易の許された場合もあり、⁽⁴⁾ 辺疆に於ける貿易は一時は禁止の令を出したこともあった様であるが、大体に於て放任されていたものの如くである。殊に西藏の諸寺の僧等に対しては茶の一定額の収買を公認していた。⁽⁵⁾ 更に又広東・福建に於ける市舶司の設置はかかる意味の貿易の南方海港に於ける隆盛を裏書きしていることは言を俟たないであろう。而して北辺及び西境に於けるかかる貿易の一部は、後にふれるごとく、馬市並に茶馬なる二つの制度の下に明朝政府の統制の下に置かれていた。

以上で朝貢貿易の形態の説明を終るが、それは大体に於て諸蕃国の商業使節が各自の特産物を明朝に売り込み、その利潤を資本として各自国の需要に応じて中国の特産物、工芸品等を購入して帰るという形態を取っていたのであった。即ち諸蕃国はこれによって高度の経済段階にある中国の生産品の又西藏の如く中国の特産物たる茶の恩恵を被ったのであるが中国の一般経済に於て朝貢貿易は如何なる意義を有していたであろうか。まず煩雑であるが、「万曆会典」卷一〇五乃至一〇八、王圻「統文獻通考」卷三三・「西洋朝貢典録」・「東西洋考」等に見えるところによって、代表的な朝貢国の貢品を表示して見よう。

地方別	国又は部族名	
	貢品種類	
諸国	朝鮮	金銀器皿、螺鈿、白棉紬、各色紵布、龍文簾席、各色細花席、豹皮、獺皮、人參、紙、筆、種馬。
日本	馬、盔、鎧、劔、腰刀、鎗、塗金装綵屏風、灑金厨子、灑金文台、灑金手箱、描金筆匣、貼金扇、瑪	